

事業所ご担当者様へ配付のお願い 「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは、健康保険で診療を受けられたご加入者の皆さまに、健康保険に対する関心を高めていただくことを目的として、年に1回「医療費のお知らせ」を事業所宛にお送りしております。

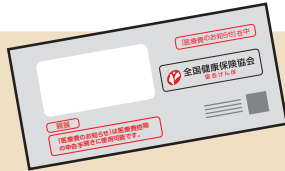
送付時期 令和5年1月中旬～下旬

対象期間 主に令和3年10月～令和4年9月診療分まで

事業主様(ご担当者様)へ

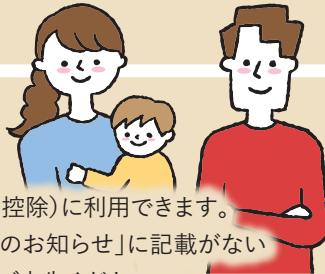
「医療費のお知らせ」は大切な個人情報が含まれています

- 被保険者様宛の封書をまとめて**事業所へ送付**いたします。
- 開封せず**に各被保険者様にお渡しいただきますようお願いいたします。
- 退職等された被保険者様**の「医療費のお知らせ」は同封の返信用封筒にて返送をお願いいたします。



被保険者様へ

- 「医療費のお知らせ」は確定申告(医療費控除)に利用できます。
- 令和4年10月～12月診療分など「医療費のお知らせ」に記載がない医療費分は、医療機関等からの領収書でご申告ください。



確定申告(医療費控除)に関するお問い合わせは、国税庁のホームページまたは税務署へお願いいたします。

よくあるご質問

Q 令和4年10月から12月に受診した医療費の記載がないのはなぜですか？

A 「医療費のお知らせ」の作成には、医療機関等から協会けんぽに送られてくる医療費データが必要ですが、届くまでに受診月から3か月以上かかります。12月時点の医療費情報をもとに作成しているため、9月受診月までとなっています。

Q 「医療費のお知らせ」が届いていない従業員がいるのはなぜですか？

A 健康保険で受診されていない方など、掲載対象のない方についてはお知らせを作成していません。

「医療費のお知らせ」のチャットボットをご利用ください!

AIを活用し、会話形式でご案内！
24時間365日、手軽にスマートフォンやパソコンからご利用できます。



「医療費のお知らせ」に関するお問い合わせ先

レセプトグループ
TEL 0852-59-5197

ネットで簡単に!

事業主様

→ 生活習慣病予防健診の対象者の取得

被保険者様

→ 医療費の情報の照会ができます!



協会けんぽでは、事業主様が生活習慣病予防健診の対象者データを取得、被保険者様が医療費の情報を照会できるサービスを提供しています。

ご利用までの流れ

Step 1

ホームページからユーザーIDを申請する



Step 2

協会けんぽからユーザーIDとパスワードが届く



Step 3

事業主様

→ 生活習慣病予防健診の対象者データを取得

被保険者様

→ 医療費情報をWEB上で照会

事業主様向けサービスについて詳しくはこちら→



被保険者様向けサービスについて詳しくはこちら→



時間外受診は割増料金がかかります

休日や夜間に急病になったとき、診療してくれる医療機関は心強い存在です。しかし、診療時間外に受診すると、割増料金がかかり医療費が高額になることをご存じでしょうか？

例えば、初診の場合、休診日となっている日曜・祝日に受診すると、初診料に2,500円の「休日加算」がプラスされます。家計への負担を軽減するため、そして皆さまの大切な保険料を節約するために、緊急時や急病時以外は診療時間内に受診することを心がけましょう！



診療時間外の場合				
		時間外加算	休日加算	深夜加算
医療機関	初診料 2,880円	+850円 (+2,300円)	+2,500円	+4,800円
	再診料 730円	+650円 (+1,800円)	+1,900円	+4,200円
保険薬局	—	調剤技術料と同額を算定	調剤技術料の1.4倍を算定	調剤技術料の2倍を算定

()内は救急病院などの場合の金額です。※上記の金額には健康保険が適用されます。

時間内の受診でも割増料金がかかることも…



詳しくはこちら



予告

ジェネリック医薬品 軽減額通知を送付します

協会けんぽでは、先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えることで「実際にどのくらい安くなるのか」をお知らせする通知をお送りしています。

通知の時期 | 令和5年2月下旬ごろ

通知の対象者

生活習慣病等の先発医薬品を
長期間服用されている方 かつ
お薬代の自己負担軽減額が
一定額以上見込まれる方

詳しくはこちら



送付方法 | 被保険者様のご住所へお送りします

ジェネリック医薬品の供給について

現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。



お問い合わせ先 企画総務グループ TEL 0852-59-5140

令和5年1月から変わりました！

新様式の申請書(届出書)の ご使用をお願いします

協会けんぽでは、より分かりやすくすること、より記入しやすくすること、より迅速に給付金をお支払いすること等を目的として、令和5年1月から各種申請書(届出書)の様式を変更しました。

令和5年1月以降に旧申請書等で申請(届出)された場合、事務処理等に時間を要してしまいますので、新様式のご使用をお願いします。



新様式の
申請書等の
ダウンロードは
こちら



全国健康保険協会 島根支部
協会けんぽ

〒690-8531 松江市殿町383 山陰中央ビル2階

0852-59-5139 受付時間 8:30~17:15
(土・日・祝日・年末年始を除く)

毎月1回発行・無料

メールマガジン
「くにびき☆通信」

健康保険や健康づくりに関する
タイムリーな情報をお届け

ご登録はカンタン！

